

意欲ある事業者経営・技術支援補助金交付基準

1. 目的

この基準は、意欲ある事業者経営・技術支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金事務を運用するにあたり、審査の際に必要な基準等を定めることを目的とする。

2. 補助対象者の範囲

(1) 八尾市内に事業所を有する事業者の基準は、次のとおりとする。

ア. 八尾市内に本社・本店を有する事業者。

イ. 八尾市内に本社・本店以外の事業所を有し、当該所在地にある事業所の代表者（支社長、営業所長または工場長など）が、申請者として当該要綱に基づく交付申請を行うことが出来る事業者。ただし、産業財産権の取得に関する申請及び展示場出展に関する申請の場合は除く。

ウ. 上記ア及びイのいずれにおいても、申請事業者が当該所在地で事業活動の実績がある場合を前提とし、単なる資材置場等、事業者が事業活動を行っていない場合は対象外とする。

エ. 申請時点において、市税の滞納がない事業者。

(2) 市内に事業所を有する中小企業交流団体とは、2者以上の中小企業者から構成され、その構成員の過半数が八尾市内に事業所を有する中小企業者が加盟する団体をいう。この場合、原則として団体の運営規約等を定めており、申請時に市へ提示出来る団体を対象とする。また、団体の代表者が属する事業所の市税の滞納がないこと。

(3) 上記(1)及び(2)のいずれにおいても、事業を行っている期間及び団体の活動期間は、申請時より遡って6ヵ月以上の活動実績を有するものをいう。

3. 対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、次のとおりとする。なお、いずれの場合においても、補助対象となる経費は、八尾市内での事業活動に係る経費に限るものとし、八尾市外の事業所等に導入されるサービス・機器等は対象外とする。

(1) 製品開発・品質向上

対象となる経費の範囲は、新技術・新製品の開発、製品技術等の向上を目的とした研究又は試験について、専門機関に委託・依頼した場合の委託料等を対象とし、そのうち、通常その研究・試験を行うにあたり最低限必要と判断される経費（人件費、原材料費等）を対象として認めるものとする。

(2) 販路開拓

ア. 購入型クラウドファンディングの活用

対象となる購入型クラウドファンディングにかかる経費の範囲は、利用機関へ支払う手数料に限る。利用機関については、「一般社団法人日本クラウドファンディング協会」の会員が運営する購入型クラウドファンディングに限る。

プロジェクトの目標達成とは下記のいずれかの場合を示す。

(ア) 設定した目標金額以上の支援金額を期間内に達成

(イ) 100万円以上の支援金額を期間内に達成

イ. オンライン展示会向け自社 PR 動画等作成

対象となる自社 PR 動画等作成にかかる経費の範囲は、オンライン展示商談会で使用する目的で作成した動画の作成委託料、みせるばやおへの展示等を行うためのコンテンツ制作に要する経費に限り、動画作成のための機材等の購入やレンタル等に要する経費は対象外とする。なお、利用機関は限定しない。

(3) 高付加価値

ア. 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の出願

対象となる経費の範囲は、出願料、審査請求料及び弁理士依頼料とする。ただし、特許庁より減免を受けた場合は減免額を除く。

イ. 医療機器製造業登録及び医療機器製造販売業許可

対象となる経費の範囲は、医療機器製造業登録を受けるための申請にかかる費用、第一種医療機器製造販売業承認及び第二種医療機器製造販売業承認・認証を受けるための申請にかかる費用並びに第三種医療機器製造販売業届出にかかる登録認証機関に支払う手数料であり、コンサルタントに支払った認証取得に関する相談及び診断に係る経費等や登録後料金（更新審査料等）は対象外とする。

(4) 人材育成

対象となる経費の範囲は、次に記載する研修・講座を受講する際にかかる費用とする。

原則として短期間の研修・講座を対象とし、半年以上の長期間にわたるものは対象外とする。なお、出前講座等、講師派遣型研修については対象とする。また、通常の事業活動に際して最低限必要とされる知識・技術の取得（免許の取得・更新に関するものを含む）及び申請者の事業内容と直接的な関わりが低いと判断される内容のもの（附帯する業務を含む）は対象外とする。

ア. 現在営んでいる事業活動に関する新たな製品・技術開発に向けた技能・知識の向上に繋がる内容のもの。

イ. 現在営んでいる事業活動の新分野進出に向けた新たな経営・技能・知識の向上に繋がる内容のもの。

ウ. 経営改善に関しては、単に経理方法又は確定申告の方法を学ぶための講習会・講演会・セミナー等は対象外とする。

(5) 国際標準化機構規格

対象となる経費の範囲は、申込料・基本設計料・予備審査料・登録料等の審査登録機関に支払った審査登録手数料であり、コンサルタントに支払った認証取得に関する相談及び診断に係る経費等や登録後料金（サーベイランス料・更新審査料、登録維持料、旅費等）は原則として対象外とする。

(6) 環境貢献

対象となる経費の範囲は、簡易版環境マネジメントシステム（KES、EA21）の認証・登録料に限る。

(7) 非接触型ビジネスモデル構築支援

ア. 自社 EC サイトの構築・オンラインサービスの提供

対象となる経費の範囲は、インターネット通信販売用サイト（自社専用サイトとして新たに作成するものに限る）及びオンラインサービスシステムの構築に必要なソフトウェア費、その導入関連費、ハードウェアレンタル費に限る。なお、利用機関は限定しない。

イ. テイクアウトサービス

対象となる経費の範囲は、テイクアウトを開始したことを周知するために作成したチラシ・看板・のぼり等の広告宣伝費、テイクアウト専用の容器包装、包装紙のデザイン費とし、食器、紙ナプキン等のその他の消耗品類の購入費、人件費は対象外とする。なお、利用機関は限定しない。

ウ. デリバリーサービス

対象となるデリバリーサービスにかかる経費の範囲は、インターネット出前代行サービスの利用に要する初期登録料、月々のサービス利用料（導入から3か月分に限る。）、代行サービスを開始したことを周知するために作成したチラシ・看板・のぼり等の広告宣伝費、出前専用の容器包装、包装紙のデザイン費とし、デリバリーサービスの実施のために購入した電子機器の購入費、代行サービスを提供する者に支払う通信費、食器、紙ナプキン等のその他の消耗品類の購入費、人件費は対象外とする。なお、利用機関は限定しない。

エ. キャッシュレス決済ツールやPOSレジの導入

対象となる経費の範囲は、次に掲げるキャッシュレス決済端末機の整備及びPOSレジの端末本体又はPOSシステム導入に要する経費に限る。同一機能を有する機器の更新、入れ替えや、タブレット端末及びPC等の汎用品等と見なされる部分の購入は対象外とする。なお、利用機関は限定しない。

- (ア) ICクレジットカード、電子マネー、QRコード及びバーコード決済に必要な端末本体
- (イ) 暗証番号入力用キーパッド
- (ウ) 電子マネー決済用の非接触リーダライタ 等
- (エ) POSレジ本体及びPOSシステムのソフトウェア費

(8) BCP策定

対象となる経費の範囲は、次に掲げる経費に限る。なお、利用機関は限定しない。

- (ア) 専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った経費
- (イ) 内部研修の実施に係る講師謝礼
- (ウ) 外部研修への参加に対して支払った経費

4. 利用機関の範囲

(1) 対象となる事業の実施機関のうち、市長が適当と認める機関は次のとおりとする。

- ア. 公益財団法人
- イ. 公益社団法人
- ウ. 独立行政法人

(2) 前項に関わらず、利用機関が限定される対象事業のうち、次に掲げる事業及び利用機関については、対象と認めるものとする。

- ア. 要綱第6条別表2中の製品開発・品質向上
 - 一般財団法人 日本建築総合試験所
 - 一般財団法人 化学研究評価機構

一般財団法人 日本食品分析センター
一般財団法人 化学物質評価研究機構
一般財団法人 日本規格協会
一般財団法人 日本塗料検査協会
一般財団法人 大阪科学技術センター
一般財団法人 カケンテストセンター
一般財団法人 日用金属製品検査センター
一般社団法人 日本文化用品安全試験所

イ. 要綱第6条別表2中の販路開拓（購入型クラウドファンディング）

一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員

ウ. 要綱第6条別表2中の高付加価値

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第23条の6第1項の規定により登録された登録認証機関

エ. 要綱第6条別表2中の環境貢献

一般財団法人 持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）
K E S環境機構

5. 審査の方法

- (1) 補助金交付可否の審査は、対象者、対象経費、利用機関の要件を確認し、申請内容が補助金の趣旨・目的に沿ったものであるかを確認のうえ判断する。いずれの要件を欠く場合においても、補助の対象外とする。
- (2) 上記の判断が容易ではない場合、課内で審査に関する場を設けて協議を行う。

附 則

この実施基準は、平成25年4月1日から施行する。

この実施基準は、平成26年4月1日から施行する。

この実施基準は、平成27年4月1日から施行する。

この実施基準は、平成28年4月1日から施行する。

この実施基準は、平成29年6月1日から施行する。

この実施基準は、平成30年4月1日から施行する。

この実施基準は、平成31年4月1日から施行する。

この実施基準は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

この実施基準は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

この実施基準は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。